

公費解体・自費解体後の手続きのお知らせ

住民窓口課 72-3132
 税務課 72-3136
 生活環境課 72-3927

①被災者生活再建支援金、義援金の申請（居住する住宅のみ対象） 問い合わせ：住民窓口課

やむを得ない理由により居住する住宅を解体した場合は解体世帯となり、全壊と同等の支援金及び義援金を受給することができます。

1度申請された世帯でも、解体の事実確認が必要となるため、公費解体完了後に役場生活環境課から発行される『被災家屋等の解体・撤去完了通知書』または自費解体後に業者より発行される「解体証明書」等を持って、再度手続きをしてください。

②解体した建物の固定資産税の免除について 問い合わせ：税務課

公費解体した建物、自費解体した建物等は、役場税務課で『取壊しの事務処理』をしますので、税務課への届け出は不要です。

また、公費解体・自費解体の対象となった家屋については、令和6年度以後の固定資産税が免除されます。すでに納付済み又は引き落とし済みの場合は、後日還付となります。（申請は不要）

③登記のある建物の滅失登記、変更登記 問い合わせ：生活環境課

土地や家屋については不動産登記法により、登記の手続きをすることが定められています。そのため、家屋の解体をした場合も登記の手続きが必要となります。登記されていない建物は必要ありません。

事例①の様な、登記簿内の全ての建物を解体した場合は法務局の『**職権滅失登記※**』の対象となります。

また、事例②の様な、主たる建物のみ解体又は付属建物のみ解体の場合は、変更登記が必要となります。この場合はご自身で登記手続きをしていただくこととなりますので、ご留意願います。

職権滅失登記の対象となるか否かは、解体完了後、役場が法務局に情報提供した後、法務局の審査により決定・通知いたします。

下記に似た事案でも各対象にならない場合があります。個別事案の相談又は建て替え等によりお急ぎの方は、法務局にお問い合わせください。（法務局七尾支局登記部門 0767-53-1720 QRコード参照→）

※**職権滅失登記**…登記手続きが少しでも軽減されるように、登記官の職権により建物の滅失登記を行うこと。

・事例①

職権滅失登記対象

申請手続きは不要ですが、登記完了までに時間がかかるため、お急ぎの方はご自身で法務局へお問い合わせの上、手続きをお願いします。

・事例②

要：変更登記対象

土地の再測量、残った登記建物全ての再測量、図面作成、変更登記申請書作成など。
 ご自身でできなければ、土地家屋調査士に依頼。
 費用は自己負担。



石川県司法書士会HP

